

マネジメント



取締役

(2015年6月24日現在)



代表取締役
黒江 真一郎
(くろえ しんいちろう)



取締役
唐津 治夢
(からつ おさむ)



取締役
吉川 誠一
(よしかわ せいいち)



取締役
明 世範
(ミヨン セボン)



取締役
中村 弘志
(なかむら ひろし)



取締役
吉田 芳明
(よしだ よしあき)



取締役 監査等委員
栗田 優一
(くりた ゆういち)



取締役 監査等委員
山室 恵
(やまむろ めぐみ)



取締役 監査等委員
萩尾 保繁
(はぎお やすしげ)

執行役員

(2015年6月24日現在)

執行役員社長

黒江 真一郎
(くろえ しんいちろう)

専務執行役員

明 世範
(ミヨン セボン)

常務執行役員

中村 弘志
(なかむら ひろし)

常務執行役員

吉田 芳明
(よしだ よしあき)

常務執行役員

Hans-Jürgen Wagner
(ハンス ユルゲン ワアグナー)

常務執行役員

塚越 聡一
(つかこし そういち)

常務執行役員

南雲 悟
(なぐも さとる)

常務執行役員

津久井 幸一
(つくい こういち)

執行役員

杉浦 孝
(すぎうら たかし)

執行役員

関野 隆
(せきの たかし)

執行役員

Josef Schräetzstaller
(ヨゼフ シュレットツェンスタラー)

執行役員

中原 真人
(なかはら まこと)

執行役員

岡安 俊幸
(おかやす としゆき)

執行役員

CH Wu
(シーエイチ ウー)

執行役員

山下 和宏
(やました かずひろ)

執行役員

中村 隆幸
(なかむら たかゆき)

執行役員

Wilhelm Radermacher
(ヴァイルヘルム ラーデマハー)

執行役員

山田 益弘
(やまだ ますひろ)

執行役員

佐々木 功
(ささき いさお)

執行役員

Keith Hardwick
(キース ハードウィック)

執行役員

Douglas Lefever
(ダグラス ラフィーバー)

執行役員

加藤 俊介
(かとう しゅんすけ)

執行役員

阪本 公哉
(さかもと きみや)

執行役員

藤田 敦司
(ふじた あつし)

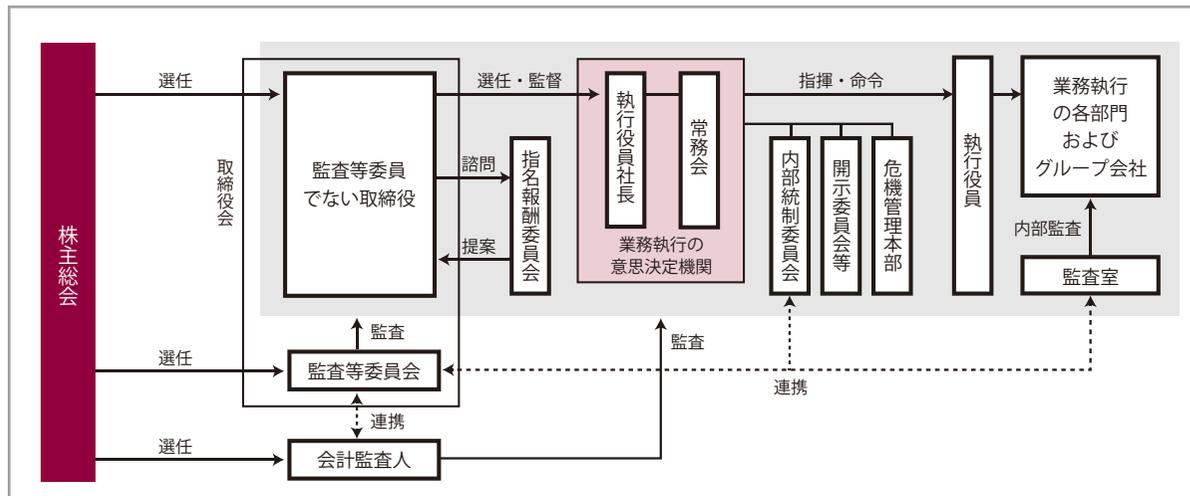
コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの考え方

アドバンテスは、経営、業務執行における基本方針としての「The ADVANTEST Way」および経営者、社員が守るべき行動の原則・基準としての「行動規範」に基づき、経営の透明度を高め、持続的な発展と企業価値の向上に努めています。そして、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、経営の効率化および透明性の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本としています。

経営機構

目まぐるしく変化する経営環境のなか、企業の価値と競争力を継続的に向上させていくためには、経営判断や経営戦略も、そのスピードにあわせて実行していかなければなりません。また、法令を遵守した、健全で透明性の高い事業活動の遂行も重要です。それらの課題を解決するためには、経営における機能によって権限と責任の範囲を明確にし、その責務を担う人材を配置することが重要となります。アドバンテスは、2015年5月1日施行の改正会社法によって新たに導入された監査等委員会設置会社の諸制度の下で、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、さらなる企業価値の向上を図るため、2015年6月24日より監査等委員会設置会社に移行しました。機関として、取締役会、監査等委員会、会計監査人を有しています。また、急激に変化する経営環境に即応する体制を確立し、コーポレート・ガバナンスを強化するため、2003年より執行役員制度を導入しています。



内部監査

アドバンテスでは、本社および海外主要拠点に監査チームを配置し、本社監査室が統括するグローバル監査チームを編成しています。地域の事情に精通した各監査チームによる質の高い監査と、チーム間の緊密な連携と情報交換により、グループ全体で有効かつ統一的な内部統制システムを構築しています。

監査チームは、アドバンテスの日々の事業活動が、国内外の関係する法令に準拠して適正かつ効率的に遂行されて

いることを確認するために、業務監査、コンプライアンス監査、内部統制監査を実施し、内部統制システムの有効性を評価するとともに、必要に応じ、現場への改善支援を行っています。

なお、当社はニューヨーク証券取引所に上場しているため、米国企業改革法 (SOX法) に定められた内部統制を実行する必要があり、COSOフレーム*1や統制自己評価制度*2の仕組みを活用し、統制の有効性を判断しています。

*1 COSOフレーム：

1992年にCOSO (The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission/トレッドウェイ委員会支援組織委員会) が提唱した内部統制の仕組み。基本的には株主の立場から経営者を含めた組織構成員に内部統制を徹底させるという視点で、内部統制を評価する際の基準と位置付けている。

*2 統制自己評価制度 (CSA)：

Control Self Assessmentの略称。内部統制の有効性やリスク管理体制を、事業や業務を熟知する経営陣や管理職が自ら検証し、評価する内部監査手法の一つ。リスクの明確化、統制活動の改善と強化などを目的に行われる。